

川越町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状

平成20年4月1日現在、技能労務職員は6人(学校給食員・その他【保育所調理員】)となっています。

(1)職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員のデ - タ

区 分	公務員			民 間		
	人数	平均年齢	平均給与 月額(円)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(円)
学校給食員	4人	53.1歳	275,300	調理士	42.1歳	276,600
その他	2人	50.5歳	265,800	-	-	-
計・平均	6人	52.3歳	274,400	-	-	-

*平均給与月額は、基本給のほか扶養・住居・通勤・地域・時間外勤務手当の合計額です。

*民間デ - タは、賃金構造基本統計調査においてのデ - タを使用(平成17～19年の3ヶ年平均)

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2)職種ごとの年齢別の人数のデータ(平成20年4月1日現在)

(単位:人)

	学校給食員	その他	計
～31歳			
32～35歳			
36～39歳			
40～43歳			
44～47歳	1		1
48～51歳	1	1	2
52～55歳		1	1
56～59歳	2		2
計	4	2	6

(3)その他給与に関する事項

給料表

国の行政職給料表(二)を適用しています。(ただし、級は4級まで)

各種手当

一般行政職員と同じで、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じて、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給しています。

2. 基本的な考え方

職員の定員管理については、行政改革大綱及び集中改革プラン(定員適正化計画)に基づき適正に管理している現状であり、技能労務職員については、退職者不補充とし、正規職員の採用は行っておりません。

職員の退職等により人員不足になった場合は、嘱託職員等の雇用等で対応しています。

給与等についても、国に準じて行政職給料表(二)を適用しており、今後も適正な運用に努めます。

3. 具体的な取組内容

定員について

平成16年度以降より退職者不補充としており、今後についても技能労務職の職種については、退職者不補充とし、用務員は嘱託職員等を雇用していき、調理員についても現在は嘱託職員等を雇用し、今後は業務の民間委託等を含め検討していく予定です。

給与について

現在、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えていません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行う予定です。

各種手当について

技能労務職員に対する特殊勤務手当は自動車運転手手当がありますが数年前から正規採用を行っていませんので今後、廃止の予定です。他の手当については、一般行政職員と同様で、現在のところ見直す予定はありません。

昇給のあり方について

技能労務職員だけでなく、一般行政職員についても、人事評価制度の導入の検討をしていく予定です。

4. その他

技能労務職員については、平成20年4月1日現在で平均年齢が52.3歳と高齢化しており、業務の民間委託や事務事業の見直しは必至の状況にあります。今後は、年度ごとの技能労務職員の定年退職状況を把握しながら、見直しに向けた取組を行っていく予定です。

* 年度別定年等退職者数

年度	定年退職者	その他退職者	在職者	定年等退職者内訳
20年度	0人	1人	5人	学校給食員1人
21年度	1人	0人	4人	学校給食員1人
22年度	1人	0人	3人	学校給食員1人
23年度	0人	0人	3人	
24年度	0人	0人	3人	
25年度以降	3人	0人		調理員2人・学校給食員1人